

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の徴収に係る事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田市は、税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の徴収に係る事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

・税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務ではシステムの保守について外部委託先業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に「個人情報の保護及び取扱いに関する契約」を締結し、また承諾のない再委託を禁止している。  
・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、IDカード及び静脈認証により操作者を限定、追跡調査のため端末やシステムの操作記録を保存し、外部媒体への保存に制限をかけるなどの対策を講じている。

## 評価実施機関名

大田市長

## 公表日

令和4年3月9日